○近畿地方整備局告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号東部大阪都市計画下水道事業淀川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号、昭和六十三年建設省告示第三百二十五号、平成五年建設省告示第六百十六号、平成七年建設省告示第百三十三号及び平成二十二年近畿地方整備局告示第二百十号の事業地のうち交野市藤が尾一丁目地内において事業地を変更する。

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一六一番三から同町旭町三丁目二一九番五地先まで	前	一二・〇〇～一七・三六メートル	
	後	一四・〇〇～二〇・〇九メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道川上郡標茶町字オソツベツ六三五番二から同町字オソツベツ原野三十線六二番一まで	前	A　七・二〇～一一二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・二〇～一一二・〇〇メートル B　九・七〇～一一三・〇八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町茶路基線一八八番一地先から同町ヌイベツ三五番一六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国会事項

衆議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月八日麻生内閣総理大臣臨時代理から次の書面を受領した。

内閣閣第一六七号

平成二十五年十月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

衆議院議長　伊吹　文明殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月十五日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

参議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月八日臨時国会召集決定に関し次の通知があった。

平成二十五年十月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

参議院議長　山崎　正昭殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月十五日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年九月二十五日参庶文発第三九号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員榛葉賀津也君外九十一名の代表者榛葉賀津也君、水野賢一君、山下芳生君、吉田忠智君、主濱了君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

平成二十五年十月八日

内閣官房長官　菅　義偉

参議院議員　榛葉賀津也殿

参議院議員　水野　賢一殿

参議院議員　山下　芳生殿

参議院議員　吉田　忠智殿

参議院議員　主濱　了殿

さきに、貴殿方を代表とする榛葉賀津也君外九十一名の方々から参議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月十五日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

人事異動

金融庁

財務省

農林水産省

中尾　昭弘

農水産業協同組合貯金保険機構理事長に任命する（十月一日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　後藤　真一

関税局長兼税関研修所長宮内豊外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十月六日）

（大臣官房審議官）財務事務官　仲　浩史

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（十月八日）

財務省

農林水産省

米村　公雄　泉澤　和行

独立行政法人農林漁業信用基金監事に任命する（各通）（十月一日）

農林水産省

（内閣府沖縄総合事務局農林水産部長）内閣府事務官　馬場　一洋

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる（北海道農政事務所長）農林水産事務官　西岡　篤彦

生産局付に配置換する（近畿農政局次長）同　田辺　義貴

大臣官房付に配置換する（北海道農政事務所次長）農林水産技官　小林　英典

北海道農政事務所長事務代理を命ずる（大臣官房付）農林水産事務官　馬場　一洋

（同）同　田辺　義貴

（同）同　塚本　和男

（生産局付）同　永杉　伸彦

（農林水産技術会議事務局研究調整官）農林水産技官　西岡　篤彦

（大臣官房評価改善課会計監査室長）農林水産事務官　竹中　重仁

（北陸農政局生産部長）同　大泉　勝之

辞職を承認する（各通）　上矢　雅幸

（近畿農政局長）農林水産技官　小栗　邦夫

平成二十五年九月三十日限りで辞職を承認する（以上九月三十日）